

居宅介護支援事業所
重要事項説明書

様

うぐいす荘居宅介護支援事業所

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

あなた（またはあなたの家族）に対する居宅介護業務の提供開始について、契約を締結する前に知っておいて頂きたい重要事項を説明いたします。

この重要事項は、厚生省令第 38 号第 4 条に基づきます。

1、事業者

法人名	社会福祉法人 宝寿会
代表者の役職名及び氏名	理事長 小野田 準子
法人の所在地	兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山 1 2 4 1 - 3
電話番号	0 7 9 0 - 3 2 - 2 2 5 7
FAX 番号	0 7 9 0 - 3 2 - 2 5 9 6
ホームページアドレス	http://www.houjyu-kai.or.jp/
設立年月日	平成 5 年 4 月 2 日
併設事業所	特別養護老人ホームうぐいす荘 うぐいす荘短期入所生活介護事業所 うぐいす荘通所介護事業所 グループホームゆうゆう

2、事業所の概要

事業所名	うぐいす荘居宅介護支援事業所
介護保険指定事業所番号	2 8 7 3 4 0 0 6 5 5
事業所の所在地	兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山 1 2 4 1 - 3
電話番号	0 7 9 0 - 3 2 - 2 2 5 7
FAX 番号	0 7 9 0 - 3 2 - 2 5 9 6
管理者	主任介護支援専門員 小林 裕美
通常の事業実施地域	神河町・市川町
開設年月	平成 1 5 年 8 月 1 日

3、事業の目的と運営方針

事業目的	要介護者等の依頼を受けて、利用希望の介護サービス等の紹介をし、適切な居宅サービス計画の作成を行い、サービスの提供が確保されるよう、各事業所等との連絡調整を行います。
運営方針	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の希望に基づき、公正中立の立場で、適切なサービスが多様な業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう支援いたします。 また、関係市区町村、地域包括支援センター及び、地域の保健・医療・福祉サービス、その他インフォーマルサービス実施団体等と綿密な連携及び連絡調整を行ない、総合的なサービスの提供に努めます。

4、事業所の職員体制

事業所の従業者の種類	員数	勤務の形態
主任介護支援専門員	1名以上	常勤・管理者兼務
介護支援専門員	1名以上	常勤

5、営業時間

営業日	月曜～金曜日（原則として土・日は休業）
営業時間	9時～18時 *24時間常時連絡が可能な体制をとっております。

6、居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるような心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともにサービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う居宅介護支援の具体的な内容は以下のとおりです。

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	1)少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。 2)他のサービス事業所との連携によるモニタリングの実施 ・利用者の同意を得る。 ・サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ること。 i 利用者の状態が安定していること。 ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。 iii 他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。 ・少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

7、居宅介護支援利用料

要介護または要支援の認定を受けた方は介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領が出来ない場合、1 か月につき、要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると全額払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費Ⅰ（介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満）

要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

(2) 居宅介護支援費Ⅱ（介護支援専門員1人あたりの利用者50件未満）

- ・指定居宅サービス事業者等とのケアプランデータ連携システムの活用または事務員の配置を行っている場合の算定となります。

*看取り期においてケアマネジメント業務を行ったが死亡によりサービス利用に至らなかった場合に介護保険サービスが提供されたと同等に取り扱うことが適当と認められたケースに対して基本報酬の算定ができます。

(3) 減算

*運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。

*特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額となります。

- ・居宅サービス計画作成において、正当な理由なく特定の事業所（訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護、福祉用具貸与）に、80%以上集中した場合に該当します。

(4) 居宅介護支援における加算

初回加算	3,000円		
<input type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅰ	5,190円/月		
<input type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅱ	4,210円/月		
<input checked="" type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅲ	3,230円/月		
<input type="checkbox"/> 特定事業所加算A	1,140円/月		
<input type="checkbox"/> 特定事業所医療介護連携加算	1,250円/月（Ⅰ～Ⅲを算定条件）		
入院時情報連携加算（Ⅰ）：当日以内	2,500円/月（時間外は翌日含む）		
入院時情報連携加算（Ⅱ）：3日以内	2,000円/月（時間外は翌日含む）		
退院・退所時加算		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
	1回目	4,500円	6,000円
	2回目	6,000円	7,500円
	3回目	×	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月		
通院時情報連携加算	500円/月		
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回 1月2回まで可能		

*ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重し、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握します。

・死亡日および死亡日前14日以内に2日以上、利用者・家族の同意を得て、在宅を訪問し利用者の心身の状況等を記録し、主治医および居宅サービス計画書に位置づけたサービス事業者提供します。

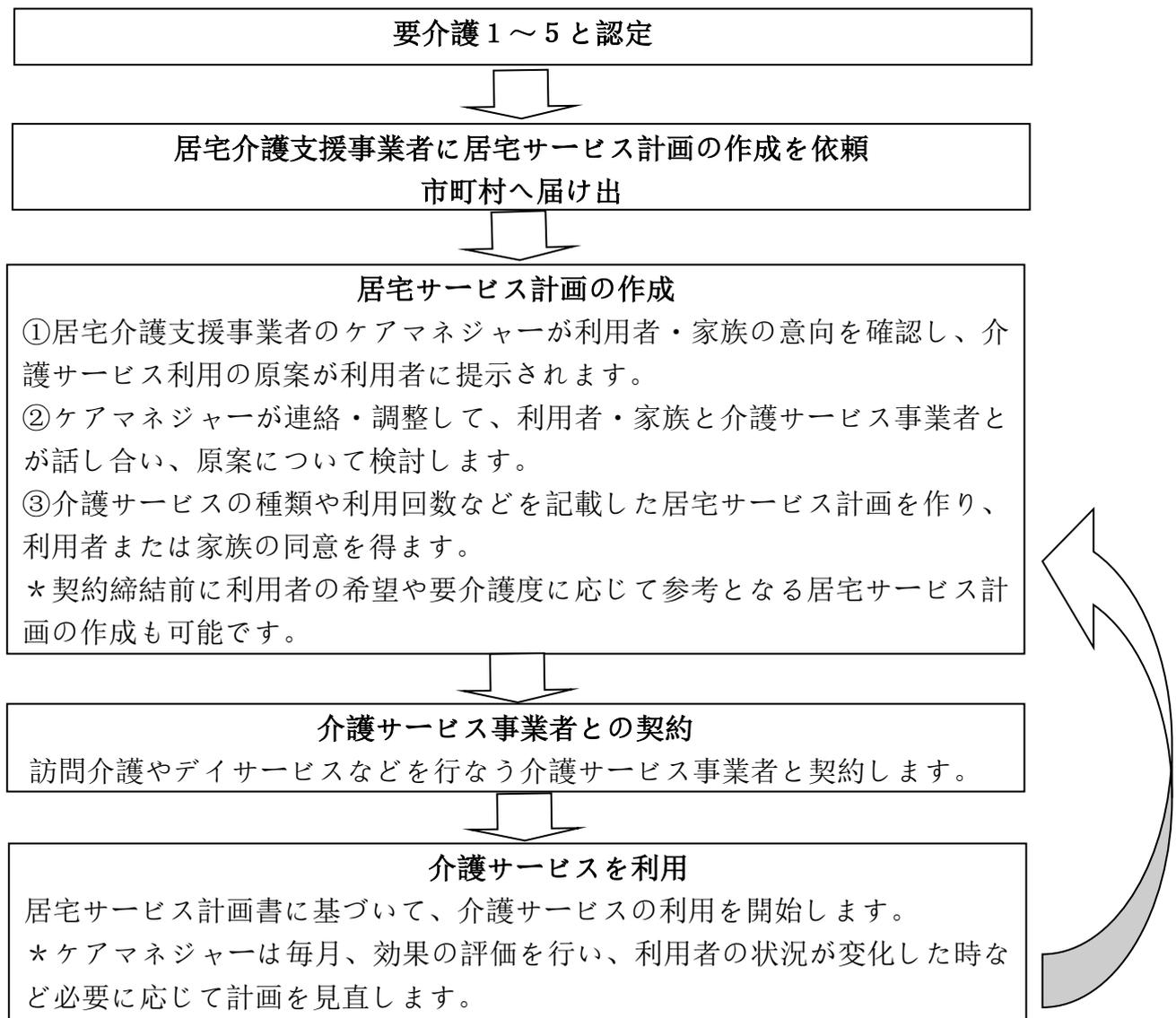
・24時間、連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援の体制を整備します。

(5) その他の利用料

交通費	利用者の居宅が通常の事業実施地域及び事業実施地域以外の場合も無料です。
コピー代	サービス提供についての記録類の複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。1枚につき10円。

8、サービス提供の手順

要介護1～5と認定されたら、介護支援専門員（ケアマネジャー）に居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成してもらい、居宅サービス計画書に基づいたサービスを利用します。手続きの流れは以下の通りです。



9、事業者の義務について

①利用者、家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用するサービス提供をする事で知り得た利用者、家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
----------------------	--

②個人情報の保持について	別紙に掲げる「個人情報の利用目的及び個人情報使用同意書」を参照して下さい。
③記録の整備について	事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供についての記録を作成し、その完結の日から5年間保管します。請求に応じて記録の閲覧や複写物を本人及び家族に限り交付します。ただし、コピー代は有料となります。
④緊急時の対応について	サービス提供時利用者の体調悪化等緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行ない指示に従います。
⑤事故発生時の対応について	事業者の責任により利用者に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故に対しては、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。
⑥損害保険加入について	あいおい損害保険(株) 社会福祉事業者総合保険加入。賠償補償(対人・対物)、業務中障害補償。
⑦重要事項の変更について	重要事項が変更された場合は、書類を交付し説明をして利用者の同意確認のため、署名捺印をいただきます。
⑧身分証明書の携行について	介護支援専門員は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は提示します。
⑨担当者の変更等について	担当者の変更を希望される場合は、相談窓口担当者までご連絡ください。 事業者側の都合により担当者の交代の場合は、交代理由を説明し、サービス利用上の不利益がないよう十分配慮いたします。
⑩公正中立なケアマネジメントの確保	利用者はケアプランに位置づける介護サービス事業所について、複数の事業者等の紹介やその選定理由の説明を求めることができます。 事業所が前6か月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別紙にて説明します。
⑪医療と介護の連携について	利用者が入院された時に担当介護支援専門員の氏名、連絡先を医療機関に提供すること、またお渡しした名刺を医療保険者証等と合わせて保管するよう依頼します。 指定居宅サービス事業者等から利用者にかかる情報提供に対して、主治医等へ必要な情報伝達を行います。
⑬虐待防止について	利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています 虐待防止に関する責任者 [小林 裕美] (2) 成年後見制度の利用を支援します。

	(3) 苦情解決体制を整備します。 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
⑭感染症対策の強化	感染症の発生及びまん延等に関する取り組みとして、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練の実施を行ないます。
⑮業務継続計画(BCP)の策定	感染症や非常災害時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
⑯ハラスメント対策	事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。 利用者が、事業者の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
⑰オンラインツール等を活用した会議の開催	利用者、家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行ないます、その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。
⑱身体的拘束等の原則禁止	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10、契約の解約・終了について

解約は1週間以内までに通知すれば自由に解約できます。解約料は徴収しません。また、介護認定が要支援・非該当に変更の場合や施設入所、死亡の場合、契約は終了となります。

11、介護支援業務に関する相談、苦情について

うぐいす荘 居宅介護支援事業所 小林 裕美	所在地 兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山 1241-3 電話番号 0790-32-2257 FAX 番号 0790-32-2596 受付時間 午前9時～18時 (月～金)
神河町健康福祉課	所在地 兵庫県神崎郡神河町栗賀町630番地 電話番号 0790-32-2421 FAX 番号 0790-31-2800 受付時間 午前8時30分～17時15分 (営業日)
兵庫県国保連合会 介護保険準備室	所在地 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 電話番号 078-332-5601 (代表) FAX 番号 078-332-5650 受付番号 午前9時～17時15分

令和 年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()

当事業所は、居宅介護支援事業の提供開始に際し、本書面の重要事項の説明を行ないました。

居宅介護支援事業者

事業所所在地 兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山 1241-3

名 称 うぐいす荘居宅介護支援事業所

説明者氏名 主任介護支援専門員 小林 裕美 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	(印)
代理人	住所	
	氏名	(印)

